

事業の変更等の手続について（軽費老人ホーム）

提出先…高齢者福祉課施設福祉係

届出必要事項	備考	添付書類（例）
変更届【社会福祉法第63条】…変更の日から1ヵ月以内に届出		
1 施設の名称及び種類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・理事会議事録
2 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況	法人名、住所等が変更になった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本 ・理事会議事録
3 条例、定款その他の基本約款	当該軽費老人ホームに関わる変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・定款その他の基本約款 ・変更箇所や内容がわかるもの (旧定款その他の基本約款もしくは新旧対照表等) ・理事会議事録
4 建物その他の設備の規模及び構造 ※変更を実施する前に高齢者福祉課との協議を行うこと	施設の用途や区画等を変更した場合 (条例上設置が義務付けられている設備については届出必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・図面及び写真（変更前後）
5 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴	施設長変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書（経歴書） ・辞令 ・資格証明（資格が必要な場合） ・理事会議事録

※理事会議事録を添付する場合は原本証明を付すこと。

※添付書類について不明な場合は提出前にご相談ください。

※施設の設置、廃止・休止、定員変更等認可申請が必要な事項については高齢者福祉課と個別に協議してください。